



発行 新潟県

**第 34 号**

令和6年5月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 574 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 575 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 576 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 577 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 578 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 579 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 580 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退（障害福祉課）
- 581 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 582 利用権の設定に関する裁定申請に係る公告（地域農政推進課）
- 583 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 584 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 585 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 586 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 587 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 588 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 589 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 590 公共測量の実施通知（監理課）
- 591 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の変更協議成立（河川管理課）

公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）



◎新潟県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
肴町医科歯科医院	村上市田端町16-7	令和6年3月1日

◎新潟県告示第575号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
せき内科・消化器科医院	新発田市本町3丁目5番15号	名称	島津内科医院	せき内科・消化器科医院	令和4年5月2日

◎新潟県告示第576号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ながぬまこどもクリニック	上越市中中田1070	令和6年3月31日
肴町病院	村上市田端町16番7号	令和6年2月29日
堀田歯科医院	村上市学校町3-50	令和6年3月30日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2丁目6-6	令和6年2月29日

◎新潟県告示第577号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和6年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）  
 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部  
 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
  - (1) 講習会場の名称及び所在地  
 長岡商工会議所  
 新潟県長岡市坂之上町2-1-1

(2) 講習日程及び講習科目

- 第1日(9月30日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)
- 第2日(10月7日) 衛生管理(6時間)
- 第3日(10月8日) 衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和6年8月9日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 20,000円

◎新潟県告示第578号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の主催者の名称及び住所

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 遠藤 弘良)  
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部  
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階

3 講習会場、講習日程及び講習科目

(1) 講習会場の名称及び所在地

長岡商工会議所  
新潟県長岡市坂之上町2-1-1

(2) 講習日程及び講習科目

- 第1日(9月30日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)
- 第2日(10月7日) 衛生管理(6時間)
- 第3日(10月8日) 衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和6年8月9日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 20,000円

◎新潟県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
三条総合病院	三条市塚野目5丁1番62号	育成医療・更生医療	令和6年2月29日
けさじろ薬局	長岡市今朝白2-8-38	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
しんさん薬局	長岡市南七日町30-9	育成医療・更生医療	令和6年4月1日

すずらん薬局	長岡市幸町1-1-19	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
ながおか薬局	長岡市旭岡一丁目28番地	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
川口薬局	長岡市西川口1240-7	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
やぎはな薬局	三条市南五百川53-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町2-16-9	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
よつば薬局新発田店	新発田市新富町2丁目6-18	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目6番13号	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
西区薬局	十日町市本町西1-308-2	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
さくら町調剤薬局	燕市分水桜町2-5-11	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
アイン薬局燕店	燕市大字佐渡字浦田185-1	育成医療・更生医療	令和6年3月1日
さわたり調剤薬局	燕市佐渡187-1	育成医療・更生医療	令和6年3月1日
コスモス調剤薬局	五泉市太田460-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
てらざわ調剤薬局	五泉市寺沢3-2-2	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
かもじま薬局	上越市鴨島1-1-10	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
にしき薬局	上越市三和区錦字向坪323-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
安江調剤薬局	上越市安江1丁目2-19	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
東町調剤薬局	魚沼市小出島1209-31	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
中条調剤薬局	胎内市新栄町2-26	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
かりわ薬局	刈羽郡刈羽村刈羽3966番地	育成医療・更生医療	令和6年4月1日

## ◎新潟県告示第580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、

次の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、その指定を辞退する。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32番14号	整形外科に関する医療	令和3年3月31日
新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32番14号	腎臓に関する医療	令和6年3月31日

#### ◎新潟県告示第581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
けさじろ薬局	長岡市今朝白2-8-38	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
しんさん薬局	長岡市南七日町30-9	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
すずらん薬局	長岡市幸町1-1-19	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
ながおか薬局	長岡市旭岡一丁目28番地	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
川口薬局	長岡市西川口1240-7	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
ミドリ薬品喜多町調剤薬局	長岡市喜多町1073-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
やぎはな薬局	三条市南五百川53-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町2-16-9	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
よつば薬局新発田店	新発田市新富町2丁目6-18	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
小千谷調剤薬局	小千谷市旭町5番3号	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
西区薬局	十日町市本町西1-308-2	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
さくら町調剤薬局	燕市分水桜町2-5-11	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
コスモス調剤薬局	五泉市太田460-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
てらざわ調剤薬局	五泉市寺沢3-2-2	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
かもじま薬局	上越市鴨島1-1-10	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
にしき薬局	上越市三和区錦字向坪323-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日

安江調剤薬局	上越市安江1丁目2-19	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
共栄堂薬局かない店	佐渡市千種145-1 佐渡調剤薬局ビル1階	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
アイン薬局佐渡店	佐渡市千種145-1	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
東町調剤薬局	魚沼市小出島1209-31	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
中条調剤薬局	胎内市新栄町2-26	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
かりわ薬局	刈羽郡刈羽村刈羽3966番地	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
訪問看護ステーション新発田	新発田市緑町3丁目1-9ピュアライフグリーンタウンB102号	更生医療	令和6年4月1日

◎新潟県告示第582号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市上江端字上ノ山1177番	田	690
阿賀野市上江端字上ノ山1178番1	田	515
阿賀野市上江端字上ノ山1178番2	田	353
阿賀野市上江端字下上ノ山1095番	田	1,024
阿賀野市上江端字神明野3913番	田	997

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年8月	5年	229,445 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和6年5月21日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第583号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 加入区の名称 北蒲原加入区
- 2 区域 新発田市藤塚浜及び胎内市赤川、あかね町、荒井浜、飯角、伊徳寺、江上、江尻、大出、大川町、大塚、小地谷、表町、加賀新、北成田、北本町、乙、協和町、草野、久保田、倉敷町、小出、苔実、小舟戸、小牧台、笹口浜、山王、塩津、柴橋、清水、下高田、地本、十二天、城塚、新栄町、新館、新和町、菅田、住吉町、関沢、高野、鷹ノ巣、高野村新田、高橋、高畑、竹島、館ノ越、築地、築地新、土作、つつじが丘、富岡、寅田、中倉、中条、長橋、中村浜、並槻、西川内、西栄町、西条、西条町、西本町、野中、羽黒、八幡、八田、半山、東川内、東本町、平木田、平根台、二葉町、船戸、古館、星の宮町、堀口、本郷、本郷町、本町、松波、水沢町、宮川、宮瀬、村松浜、桃崎浜、弥彦岡、山屋、横道、若松町の区域

◎新潟県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和6年4月25日認可した。

令和6年5月7日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 就任
 

理事	小千谷市大字谷内851番地	小池 重一	(理事長)
〃	〃 大字山本613番地	阿部 善宏	
〃	〃 大字上片貝1136番地	小林 明	
〃	〃 大字西中325番地1	荻野 行雄	
〃	〃 大字西吉谷甲374番地1	篠田 直樹	
〃	〃 大字西吉谷甲673番地1	星野 衛	
〃	〃 大字時水1608番地	池田 忠行	
〃	〃 大字両新田甲188番地	澤中 国夫	
〃	〃 大字池ヶ原760番地	村山 利男	
〃	〃 大字池ヶ原660番地	鈴木 信明	
〃	〃 大字池ヶ原1905番地2	中村 日呂栄	
〃	〃 大字塩殿甲848番地5	関 和幸	
〃	〃 真人町丙1344番地	滝沢 勇	
〃	〃 真人町乙604番地	高塩 範幸	
〃	〃 真人町戊3029番地子	細金 剛	
〃	〃 大字川井1495番地	川上 由紀夫	
〃	〃 大字川井6112番地1	秋山 和雄	
〃	〃 長岡市西川口2478番地	山田 隆男	

〃	小千谷市大字塩殿甲2010番地	関 薫
〃	〃 大字塩殿乙209番地 3	関 春夫
監事	〃 大字池中新田498番地	樋口 隆
〃	〃 大字川井3151番地	川上 和彦
〃	〃 大字桜町314番地	横山 順子

就任年月日 令和6年3月28日

## 2 退任

理事	小千谷市大字谷内851番地	小池 重一 (理事長)
〃	〃 大字山本613番地	阿部 善宏
〃	〃 大字西中325番地 1	荻野 行雄
〃	〃 大字東吉谷甲857番地	宮崎 政一
〃	〃 大字西吉谷甲673番地 1	星野 衛
〃	〃 大字時水1542番地	沢中 敬一郎
〃	〃 大字上片貝1136番地	小林 明
〃	〃 大字池ヶ原421番地	岩田 智司
〃	〃 大字池ヶ原733番地	関 利一
〃	〃 大字池ヶ原2531番地	中村 憲一
〃	〃 大字塩殿甲848番地 5	関 和幸
〃	〃 真人町丙1019番地	滝沢 強
〃	〃 真人町乙604番地	高塩 範幸
〃	〃 真人町戊3029番地子	細金 剛
〃	〃 大字川井1495番地	川上 由紀夫
〃	〃 大字川井6112番地 1	秋山 和雄
〃	長岡市西川口737番地	星野 剛
〃	小千谷市大字塩殿甲2010番地	関 薫
〃	〃 大字塩殿甲2886番地 4	関 吉弘
監事	〃 大字川井3155番地	田村 幸栄
〃	〃 大字両新田甲188番地	澤中 国夫
〃	〃 大字池中新田498番地	樋口 隆

退任年月日 令和6年3月27日

### ◎新潟県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を令和6年4月22日認可した。

令和6年5月7日

新潟県長岡地域振興局長

### ◎新潟県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和6年4月23日認可した。

令和6年5月7日

新潟県魚沼地域振興局長

### ◎新潟県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和6年4月24日認可した。

令和6年5月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

### ◎新潟県告示第589号



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を令和6年4月24日認可した。

令和6年5月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

#### ◎新潟県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和6年3月22日から令和6年11月29日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市土合 地内

#### ◎新潟県告示第591号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法（平成9年8月1日新潟県告示第1862号）について次のとおり変更協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年5月7日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系刈谷田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
刈谷田川左岸堤防
- 3 変更に係る河川管理施設の位置  
長岡市大沼新田字大沼浦503番地地先から長岡市大沼新田字五間割62番地2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸  
住所 長岡市大手通1丁目4番地10
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和6年3月13日から道路の存続する日まで

## 公 告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年5月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項  
(1) 購入等件名及び数量  
ア ロータリ除雪車（2.2m級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付）

1台

イ ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)	1台
ウ ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、後輪ダブルタイヤ付)	1台

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
令和7年3月14日(金)

(4) 納入場所  
入札説明書による。

(5) 入札方法  
上記(1)ア～ウについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課調達契約係  
電話番号 025-280-5490  
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者については、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和6年6月18日(火) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和6年6月19日(水) 午前10時  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年5月20日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

## (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年6月7日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約書作成の要否

要

## (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

## (10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

## (11) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

- |  |          |
|--|----------|
| 1. Rotary snowplow with swing auger, and dual rear wheels(2.2-meter class)               | [1] unit |
| 2. Rotary snowplow with swing auger, and dual rear wheels(2.6-meter, 220-kilowatt class) | [1] unit |
| 3. Rotary snowplow with dual rear wheels (2.6-meter, 220-kilowatt class)                 | [1] unit |

## (2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Fri.) June 7, 2024

## (3) Date of bid opening:

10:00A.M. (Wed.) June 19, 2024

## (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 人事委員会公告

## 令和6年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について(公告)

次のとおり新潟県職員採用試験(大学卒業程度)を行う。

令和6年5月7日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	60人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
警察行政	3人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	2人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
福祉行政（心理）	3人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、主に子どもや障害者等の心理診断・心理治療等や福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	22人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
農業	12人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、水産業施策の企画立案や普及指導、漁船・漁場の許認可、試験研究等の業務に従事します。
建築	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、病院局又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は病院局で、県有施設の機械設備工事の計画・設計・施工監理等の業務に従事します。
環境	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	7人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
管理栄養士（行政）	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関等で、保健行政や健康づくり施策の企画立案等の業務に従事します。
農芸化学（食品・環境衛生）	5人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、食品衛生及び環境衛生に係る監視・指導、立入調査、試験検査等の業務に従事します。
薬剤師（行政）	5人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。
少年警察補導員	1人程度	警察本部又は警察署で、少年相談、街頭補導等、少年の非行防止や健全育成の業務に従事します。
科学捜査（化学）	1人程度	警察本部科学捜査研究所で、犯罪捜査に関する資料（覚醒剤・大麻・麻薬・毒物・油・繊維等）の化学的鑑定や研究等の業務に従事します。
科学捜査（生物）	1人程度	警察本部科学捜査研究所で、顔画像・DNA型等の犯罪捜査に関する生物学的鑑定や研究等の業務に従事します。

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。ただし、福祉行政（心理）の受験者は、福祉行政との併願ができる。

※ 4月に実施した令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）先行実施枠及び病院経営の受験申込を行った人も、この試験の受験申込を行うことができる。

2 受験資格

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する人

ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件を満たす必要がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した人又は令和7年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの人（教養課程のみの心理学履修者は除く。）
福祉行政（心理）	学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した人又は令和7年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの人（教養課程のみの心理学履修者は除く。）
保健師	保健師の免許取得者又は令和7年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
管理栄養士（行政）	管理栄養士の免許取得者又は令和7年に行われる管理栄養士国家試験により免許取得見込みの人
農芸化学（食品・環境衛生）	食品衛生監視員の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの人
薬剤師（行政）	薬剤師の免許取得者又は令和7年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人

(3) 次のアからオまでのいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師及び管理栄養士（行政）は日本の国籍を有しない人も受験可能）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験（択一式）により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和6年6月16日（日）	午前9時から午前9時30分まで	新潟会場 新潟県立大学 コモンズ3号館 (新潟市東区海老ヶ瀬471)
		東京会場 明治大学 和泉キャンパス メディア棟 (東京都杉並区永福1-9-1)

(3) 発表

令和6年6月27日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

論文試験、面接試験（集団討論面接及び個別面接）及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
面接試験以外	令和6年7月5日（金）	新潟県庁（予定）

面接試験	令和6年7月16日(火)から7月31日(水)まで(予定)のうち第1次試験合格者発表時に指定する日	(新潟市中央区新光町4番地1)
------	--	-----------------

(3) 発表

令和6年8月中旬(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験及び第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点~100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A: ある受験者の粗点(正答数)

B: 当該種目の平均得点

C: 当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は原則として令和7年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。ただし、総合土木、林業及び電気は3年間である。

7 給与

令和6年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、月額205,436円(地域手当を含む。)である。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)から電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、令和6年5月17日(金)午後5時15分までに人事委員会事務

局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・令和6年5月7日（火）から5月27日（月）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、令和6年5月27日（月）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

### 監査委員公表

#### 監査の結果に基づく措置状況について

普通会計及び財政的援助団体等に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和6年5月7日

新潟県監査委員	八	木	浩	幸
新潟県監査委員	小	島	義	徳
新潟県監査委員	小	島		晋
新潟県監査委員	権	澤		尚

普通会計

令和3年度会計 定期監査		
監査の種別 部局名	監査の結果 措置の内容	
教育委員会	<p>定期考査の答案用紙26名分について、不注意により紛失したものがあつた。個人情報等の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【長岡高等学校】</p>	<p>答案用紙の管理については、改めて管理ルールを全職員に確認しました。また、最後の答案が返却されるまで、一貫して鍵付きロッカーで保管すること及びシュレッダーを使用しないことを定期考査のたびに管理職が全職員に対して注意喚起を行いました。今後とも、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>廃棄物処理委託について、変更契約書が作成されていなかった。財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【正徳館高等学校】</p>	<p>廃棄物処理委託については、総額から単価による契約締結とする等、財務規則に基づいた適正な事務手続きに努めてまいります。</p>
	<p>消防用設備修繕並びに西側及び北側防球ネット緊急修繕について、見積書の徴取先が1社のみであり、見積書徴取後に随意契約業者選定委員会を開催していた。また、予定価格書の作成が必要な契約であつたにもかかわらず作成されておらず、前者については、契約書が未作成、着手届、履行届の提出もなかった。財務規則並びに平成13年7月5日付け出第152号及び平成12年3月27日付け出第566号の出納局長通知に基づく適正な事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【見附高等学校】</p>	<p>物品等指名審査会設置要綱の見直しを行った上で周知を図ると共に、財務規則及び出納局通知に基づく適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>学校徴収金について、誤つた事務処理により旅行積立(3年)会計の残金を学年費(3年)会計に入金し、また、当該残金を含めずに同会計の決算を行つていた。加えて、書類の保管状況にも不備があつた。前回の監査において注意したにもかかわらず、事務処理が適正に行われておらず、出納責任者や総括責任者の管理及び監督が十分ではなかつたと認められる。組織的な業務管理を十分に行い、再発防止策を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">【塩沢商工高等学校】</p>	<p>各会計担当者に対して、改めて適正な会計処理について、周知徹底を図りました。新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱に基づいた事務処理を、会計担当者が徹底し、併せて出納責任者、総括責任者の業務管理を十分に行い、再発防止に努めてまいります。</p>



令和4年度会計 定期監査	
監査の種別 部局名	監査の結果 措置の内容
知事政策局	<p>チャットツール利用契約について、予定価格書の作成が必要な契約であったにもかかわらず作成されていなかった。</p> <p>前年度、同様の不備があったことを認識していたにもかかわらず、今回も改善されていなかった。</p> <p>平成12年3月27日付け出第566号の出納局長通知及び令和4年3月28日付け出第668号の出納局管理課長通知に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【ICT推進課】</p> <p>平成12年3月27日付け出第566号の出納局長通知及び令和4年3月28日付け出第668号の出納局管理課長通知を職員に改めて周知しました。</p> <p>併せて、契約事務に関する課内研修会を実施し、適正な事務手続が行われるよう取り組んでまいります。</p>
総務部	<p>県の業務で使用している公文書管理システムに登録した文書の添付ファイルが消失する事故が発生した。この事故により、現段階では、県民、業務等に直ちに影響を及ぼすものはないとしているものの、当該消失したファイルにかかる控え等をシステムに再登録するという、本来必要ではなかった業務を全庁で実施することとなり、その影響は甚大である。</p> <p>公文書管理システムの所管課として、システムの適切な運用に努めるとともに、再発防止の徹底について検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">【法務文書課】</p>
	<p>工事費の積算について、諸経費の算定における工種の選定を誤ったため、請負額が1,710,500円過少となっていた。</p> <p>積算に当たっては、積算関係図書により基本的な誤りのないよう努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【管財課】</p>
	<p>行政財産（建物）の目的外使用許可及び行政財産、普通財産の貸付並びに借受財産について、使用許可台帳等の移動報告を行っていないものが14件あった。</p> <p>前年度、同様の不備があったことを認識していたにもかかわらず、今回も改善されていなかった。</p> <p>公有財産管理システム事務処理要綱に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【管財課】</p>
環境局	<p>鳥インフルエンザ防疫措置に係る環境調査業務委託について、契約書を作成していなかった。</p> <p>財務規則に基づく事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【環境対策課】</p> <p>今回の事故は、委託業者の人為的ミス及びそれを防ぐことができなかった業務執行体制の不備によるものであり、委託業者には、事故の原因及び再発防止策について報告書を提出させました。当該課としても、その内容についてあらかじめ検討を行い、社内の情報共有態勢およびデータのバックアップの仕様を重点的な改善事項として報告を求めました。</p> <p>県には、委託業者が適切に業務を行うよう指示・監督を行う責任があり、引き続き、委託業者が適切に業務を行い、システムが円滑に運用されるよう取り組んでまいります。</p> <p>諸経費の算定にあたり、工種の選定の経緯を明確にすること、またその結果を複数人で確認できるようチェックシートを作成することにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>移動報告を行っていないもの14件に関して登録完了しました。</p> <p>例年1回財産台帳移動報告書について依頼してきたが、今後はさらに4月上旬（新年度初期）、7月ごろ（繁忙期を避けた時期）に改めて周知します。</p> <p>また、依頼に当たっては事務フロー図や、年内に使用許可等が終了となる財産のExcelデータを添付するなど、公有財産管理システム事務処理要綱に基づき適正な事務手続が行われるよう取り組んでまいります。</p> <p>財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>なお、令和5年度と同契約については、契約書を締結し、適切に処理しております。</p>

<p>防災局</p>	<p>廃プラスチック類、木くず及び金属くずの処分について、産業廃棄物に該当する物品であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられている契約書の作成や産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処分状況の確認など適切な手続きがなされないまま処理されていた。 法律に基づいた事務手続を行われたい。 【原子力安全対策課】</p>	<p>当該産業廃棄物の処分については、受託業者を通じて、不法投棄されることなく適切に処分されていることを確認しました。 今後は産業廃棄物の処理に係る関係法令を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>福祉保健部</p>	<p>新潟県住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分497件20,685,841円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 【福祉保健総務課】</p>	<p>未納分については分割納入方式により償還させることとしており、令和5年10月31日までに24件1,040,590円が納入済みです。 今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
<p>地域生活定着促進事業業務委託について、事務処理を失念していたため、年度を越えた後も支払をしていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。 【福祉保健総務課】</p>	<p>財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行うとともに、事務処理の漏れがないか複数人での確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>	
<p>職員による1,602,906円の公金の私的流用のほか、契約書を作成していなかったものなど事務処理が未処理または遅延していたものがあった。 このような事態が再び起こることがないように、適正な事務執行のために所属の内部統制が機能するような体制を整備されたい。 【地域医療政策課】</p>	<p>会計事務に係る適正な事務処理を徹底するとともに、定期的な事務処理状況の確認等による管理体制を強化してまいります。</p>	
<p>補助事業者への消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還手続とそれに伴う調定手続が遅延していたものが43件あった。 適時に調定手続を行われたい。 【障害福祉課】</p>	<p>消費税仕入控除税額の調定手続を行い、令和5年11月8日までに43件分が納入済みとなっています。 今後は、適時に事務処理を行うよう、改めて職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>	
<p>児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、過年度調定分209件6,644,530円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 【子ども家庭課】</p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、令和5年12月13日までに38件558,010円が納入済みです。 未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>	
<p>公務中における職員の交通事故が3件あり、相手方へ992,138円の損害賠償をするほか、公用車の修理費として513,447円支出したものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。 【中央福祉相談センター】</p>	<p>所内の職員に対し注意喚起を行いました。 今後も定例会議の場などを通じ、職員の安全運転意識の醸成と事故防止に努めてまいります。</p>	

	<p>個人情報を保存していた私物USBメモ리를紛失したものがあつた。 個人情報等の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>【コロニーにいがた白岩の里】</p>	<p>職員に対し、USBメモリの適正使用や個人情報の適正管理等の情報セキュリティ教育を徹底してまいります。</p>
産業労働部	<p>中小企業支援資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分79件776,545,837円が未納となつていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【地域産業振興課】</p>	<p>未納額が多額となつている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、令和5年10月31日までに13件3,896,000円が納入済みです。 今後も、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>設備合理化資金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分25件17,620,234円が未納となつていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【地域産業振興課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行つており、令和5年10月31日までに3件110,000円が納入済みです。 今後も、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
観光文化スポーツ部	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に従業員の雇用維持を図る国の助成支援(雇用調整助成金)について、県出資法人において国の支援目的に反し不正受給を行つた事案があつた。 県民の信頼回復に向けて、コンプライアンスの徹底を求めるとともに、法人の適正な運営が確保されるよう最大出資者の役割を果たされたい。</p> <p>【観光企画課】</p>	<p>これまで県から出資法人に対して、事案に関係する規定や監督官庁の指示に従い、適切に対応するよう求めてきたところです。 出資法人に対し、雇用調整助成金の申請誤り等の一連の問題について、再発防止策を講じるとともに、ガバナンスの強化とコンプライアンスの確保に向け、取り組んでいただきたい旨伝えており、出資法人において改善策について対応しております。</p>
	<p>職員が業務情報の記載された書類の確認等を自宅で行うため、所属長の許可なく自宅メールアドレスに送信しようとして、誤つたメールアドレスに送信したことにより、業務情報が流出する事案があつた。 新潟県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>【文化課】</p>	<p>情報資産を持ち出すための手続きや制限などの情報セキュリティについて、改めて課内周知し、徹底するよう指導しました。 また、外部へのメール送信時には、入力したメールアドレスの確認を必ず行うこととし、再発防止に努めてまいります。</p>
農林水産部	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方を負傷させるなどして808,291円の損害賠償をしたものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p>【経営普及課】</p>	<p>職員の安全運転の徹底を行い、事故の再発防止に努めてまいります。</p>

<p>決算日現在、次のとおり過年度調定分が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林業改善資金貸付事業収入 20件 54,709,691円</li> <li>2 農林水産費貸付金収入 1件 625,117円</li> <li>3 農業関係雇用創出基金事業の委託料返還請求に係る過年度収入 4件 10,698,792円</li> <li>4 青年就農支援事業の補助金返還請求に係る過年度収入 1件 415,000円</li> </ol> <p style="text-align: right;">【経営普及課】</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、令和5年9月末までに280,000円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の収納促進に努めてまいります。</li> <li>2 平成28年度に連帯保証人が支払うべき適正な債務金額を確定する調停が成立し、連帯保証人の分納計画に基づき、令和2年度までに全額が納入済みです。 今後とも、債務者へ催告するなど未納額の早期収納に努めてまいります。</li> <li>3 平成27年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を受け、平成28年度に債権差押により62,888円を回収しました。 返還請求先の経営状況の問題もあり、その後は納入が図られておりませんが、今後とも催告するなど、回収に努めてまいります。</li> <li>4 収納に向けて、これまで未納者等と協議を行ってきており、分納計画に基づき、令和5年9月末までに200,000円が納入済みです。 今後とも、分納計画に基づく収納に努めてまいります。</li> </ol>
<p>可搬型エンジン発動機の購入について、予定価格書の作成が必要な契約であったにもかかわらず作成されていなかった。 また、バルククーラーの購入について、契約担当者自らが予定価格を作成すべきところ、契約担当者以外の者が事前に予定価格を算定し、契約担当者を含めた複数人が確認していた。 予定価格の取扱いに留意し、適切な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【農業大学校】</p>	<p>今後、100万円以上の契約については必ず予定価格書を作成します。 また、予定価格書の取扱いについては、財務規則等を遵守し、適切な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>発行した成績証明書及び保護者に送付した成績表の内容に誤りがあった。 今後は同様の事例が発生することのないよう、再発防止策を着実に履行し、適切な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【農業大学校】</p>	<p>今後の再発防止に向けて、以下の改善を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員全体会議を開催し、今回の事案、発生要因、今後の改善方向を説明し、農業大学校全体の課題として共有した。</li> <li>・教科長を中心にITに詳しい職員等の作業チームで行った。</li> <li>・試験結果を1回の入力により成績証明書、成績表に反映できるプログラムを作成した。</li> <li>・ダブルチェックが確実に行われることを必須とし、入力には教科だけでなく、教科を受け持つ各科で責任をもって対応する仕組みとした。</li> <li>・以上の処理を確実に執行するための職員研修を実施した。</li> <li>・この事案を契機に、教科だけでなく大学校全体の業務の見直しを進め、事業の削減・合理化を進めている。(農業大学校改革プロジェクトチームを設置)</li> </ul>

農地部	<p>(対象年度 令和5年度)</p> <p>新発田地域振興局農村整備部において、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反等により職員が逮捕・起訴される事案が発生した。</p> <p>職員の逮捕・起訴は、県政に対する県民の信頼を揺るがすものであることから、事案の全容把握を急ぐとともに、再発防止に向けて必要な対策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【農地管理課】</p>	<p>公判内容の精査や、関係者からの聴き取りを行うとともに、入札監視委員会の意見を聴きつつ検討を進め、全職員に対するコンプライアンスの徹底のほか、一般競争入札の対象拡大などを含む入札制度の見直しや人事ローテーションの見直し、新発田地域振興局農村整備部の入札事務の監視体制強化からなる再発防止策を講じることとしました。</p> <p>これらの対策を進めていくことで、再発防止を徹底し、県民の信頼回復に努めてまいります。</p>
土木部	<p>新潟県住宅供給公社が管理を行っている県営住宅の使用料について、決算日現在、過年度調定分311件6,032,317円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【都市局建築住宅課】</p>	<p>過年度調定分の県営住宅使用料については、滞納整理に努めた結果、令和4年度決算日から令和5年11月末までの間に、21件457,400円の納入があり、未納額は290件5,574,917円となりました。</p> <p>今後とも滞納の発生防止に力を入れるとともに、臨戸訪問等による滞納者への納入指導を一層強化するなど、未納額の早期回収に努めてまいります。</p>
新発田地域振興局	<p>県営湛水防除事業の揚水機場建屋建設工事において、建築基準法第18条第2項で義務付けられている建築主事への事前通知を行っておらず、同条第3項に基づく確認済証の交付を受けずに工事を実施していた。また、同条第16項で義務付けられている工事完了通知も行っていない。</p> <p>法律に基づいた適正な事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【農村整備部】</p> <p>(対象年度 令和5年度)</p> <p>令和5年度発注の松浦地区区画整理第33次工事及び平木田柳原地区取水工第1次工事において、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反等により職員が逮捕・起訴される事案が発生した。</p> <p>今後明らかになる事実関係を踏まえ、事案の背景や要因を把握・分析し、主管課及び入札制度所管課と連携を図りながら、再発防止に向けて必要な対策を講じ、県民の信頼回復に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【農村整備部】</p>	<p>当該建築物については、建築基準法第12条5項に基づき建築物の構造等に関する調査報告書を建築主事に提出し受理されました。</p> <p>今後は職員に対し法に基づいた適正な事務手続を行うよう周知徹底を図るとともに、設計段階において複数人によるチェックを行い再発防止に努めてまいります。</p> <p>公判内容の精査や、関係者からの聴き取りを行うとともに、入札監視委員会の意見を聴きつつ検討を進め、全職員に対するコンプライアンスの徹底のほか、一般競争入札の対象拡大などを含む入札制度の見直しや人事ローテーションの見直し、新発田地域振興局農村整備部の入札事務の監視体制強化からなる再発防止策を講じることとしました。</p> <p>これらの対策を進めていくことで、再発防止を徹底し、県民の信頼回復に努めてまいります。</p>
新潟地域振興局	<p>県税の領収書を郵送する際に、誤って別の納税者の封筒に封入したものがあった。</p> <p>税務情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【県税部】</p>	<p>納税証明書を発送する際には、複数人により確認することを職員に周知し、徹底を図っています。</p> <p>また、申告書等文書管理及び税務情報の取扱いに対して、特に繁忙期においてはチェック漏れが生ずる危険性を課・係単位で認識共有して業務にあたっております。</p>

	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、1件は職員が公用車の運転に際し、安全配慮を欠いたことにより道路構造物に接触し、公用車を廃車にしたもので、もう1件は駐車場で公用車による接触事故を起こしたが、直ちに所属長への連絡を取らない等、事故後の対応が不十分であり、公用車の修理費として44,000円支出したものがあつた。</p> <p>安全運転の徹底に努めるとともに、「職員の綱紀の保持及び服務規律の確保の指針」のとおり、運転に際しては、関係法規を遵守のうえ、常に良好な体調を保持し、十分な安全確認と余裕を持った慎重な運転に心掛け、また、事故を起こした際は平成17年12月12日付け人第533号の総務部長通知に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【農林振興部】</p>	<p>部内の職員に対し注意喚起及び事故が発生した場合の対応について周知を図りました。</p> <p>今後も定期会議の場などを通じ、交通事故防止及び安全運転の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>三条地域振興局</p>	<p>生活保護費返還金（生活保護法第63条関係）について、令和4年10月31日現在、過年度調定分4件1,404,796円が未納となつていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>電話や文書での継続的な催告を実施し、定期的な返済を求めるとともに、世帯訪問等を通じて、個々の状況に応じた返納指導等を行うなど回収強化を図り、未納額の圧縮に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における令和5年10月31日までの納入額は、60,000円です。</p>
	<p>生活保護法徴収金（生活保護法第78条関係）について、令和4年10月31日現在、過年度調定分205件10,475,752円が未納となつていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>電話や文書での継続的な催告を実施し、定期的な返済を求めるとともに、世帯訪問等を通じて、個々の状況に応じた返納指導等を行うなど回収強化を図り、未納額の圧縮に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における令和5年10月31日までの納入額は、137,000円です。</p>
	<p>個人情報記載されている文書について、不注意により紛失及び誤送付したものがあつた。</p> <p>令和3年度も個人情報の誤送付事案が発生しているにもかかわらず、令和4年度においても同様の事案が発生した。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>返信用封筒の宛名作成方法を根本的に見直し、他の封筒と判別しやすいように改め、また、文書を廃棄する際は複数人での確認を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>貝喰川排水機場において、電気設備工事に着手した平成23年度に電気事業法に係る「電気主任技術者」の選任及び「工事計画」、「保安規程」の提出を失念し、その後も選任及び提出をしていなかった。</p> <p>電気事業法に基づいた適正な事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>関係官庁に対して電気事業法の手続きを行い、令和5年7月26日付けで「電気主任技術者の選任」および「保安規程」の承認を受け、令和5年9月21日付けで「工事計画」が受理され、必要な事務手続きは全て行いました。</p> <p>また、管内排水機場に係る「電気主任技術者一覧表」を作成し、適宜更新していくことで再発防止に努めてまいります。</p>

長岡地域振興局	<p>「令和2年4月」及び「令和2年7月」の労働相談票122件を不注意により紛失していた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>	<p>文書の適正管理を徹底し、一層の職員の個人情報管理意識の向上に努めてまいります。</p>
<p>子ども家庭費負担金について、決算日現在、過年度調定分637件7,117,880円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【児童・障害者相談センター】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、戸別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和5年10月31日までの納入は19件、116,500円です。</p>	
<p>公務中における職員の交通事故が6件あり、公用車1台を廃車し、相手方を負傷させるなどして1,227,140円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として103,136円支出したものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【農林振興部】</p>	<p>部内課長会議において交通事故防止の徹底を伝達し、全職員へ交通事故防止の注意喚起を行いました。 また、安全運転・チャレンジ100への参加呼びかけなどにより交通安全意識の定着に向け取り組んでまいります。</p>	
<p>県道道路改良工事について、在来土が軟弱であったため良質土による路床入替を実施した。その際、道路横断舗装構成の経済比較を行わずに路床入替厚さを決定したため、工事費が1,502,600円過大となっていた。 設計に当たっては、設計関係図書により基本的な誤りのないよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>設計委託及び工事発注時にこのような確認漏れが生じる事がないよう周知徹底するとともに、受発注者による打ち合わせを実施し、必要があれば設計業務受託者を含めて路床を含めた舗装構成について確認する場を設けることにより、今後はこのような誤りの防止に努めてまいります。</p>	
<p>県が管理する道路において、落下した倒木による車両損傷事故が3件、道路標識や橋梁からの落雪による車両損傷事故が6件、道路脇店舗への出入りの際に乗入口歩道部の勾配が急であったことによる車両損傷事故が1件発生し、相手方に1,396,058円の損害賠償をするほか、損害賠償が必要なものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>道路パトロールによる定期的な監視を一層強化し、道路付属施設の状態に応じた適切な管理を徹底することにより、今後同様な事故が生じないように努めてまいります。</p>	
<p>与板排水機場において、平成30年度以降、消防法に基づく危険物保安監督者の選任・解任がされておらず、選任・解任届出書も提出していなかった。 消防法に基づいた適正な事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部 与板維持管理事務所】</p>	<p>危険物保安監督者を選任し、消防署に届出書を提出するとともに、当該施設は監督者の選任・解任及びその届出が必要である旨を施設内及び維持管理事務所内に掲示し、事務所職員間で共有しました。 今後、関係職員の異動時も確実に事務引継ぎを行い、適正な事務手続を行ってまいります。</p>	

<p>魚沼地域振興局</p>	<p>都市公園の遊具取替工事について、遊具材料に対する間接工事費の算定を誤っていたため、契約額で1,694,000円の過大となっていた。 設計積算に当たっては、条件・数量等の基本的な誤りのないよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>積算条件の選択肢は、積算基準書を確認して慎重に選ぶよう注意するとともに、事例の少ない判断に迷う資材の場合は、他事務所への聞き取りを行うなど積極的に情報収集を行い、適切な設計積算に努めてまいります。</p>
<p>南魚沼地域振興局</p>	<p>児童扶養手当について、公的年金の受給確認を怠ったため、全額支給停止すべき令和2年8月から令和4年8月分までの手当額898,600円を誤って支給していた。 手当の支給に当たっては、支給額に誤りのないよう関係法令の確認等を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【健康福祉環境部】</b></p> <p>県営かんがい排水事業に係る用水路工事において、用地の現況確認が不足していたため、私有地内に用水路等を設置したことにより、相手方に968,000円の損害賠償をするほか、追加の工事費が発生したものがあつた。 工事の設計及び施工に当たっては、細心の注意を払い、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【農林振興部】</b></p> <p>県が管理する道路において、走行中の車両が路面の穴ぼこに落ちタイヤ等を損傷した事故が2件（うち1件は相手方が負傷）、跳ね上がった道路側溝のグレーチング蓋が当たったことによる車両損傷事故が1件、道路側に傾いていたスノーポールに接触したことによる車両損傷事故が1件発生し、相手方に1,245,842円の損害賠償をしたものがあつた。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>「児童扶養手当と公的年金の併給調整」に関する理解不足と現況届確認時の見落とし・確認不足によるものです。 今後は、所属内及び町での制度理解の徹底を図るとともに、町から振興局に現況届等を提出する際に、県と町の担当者同士が面談形式により世帯状況を共有するなど、担当者間の連携を強化をして児童扶養手当の適正執行に努めてまいります。</p> <p>今回の事案を踏まえて、水路設計委託時に、委託会社に公図等を貸与し、用地確認を行ったうえで設計図面を作成するよう徹底するとともに、既に設計が完了している水路については、県、土地改良区等で工事実施前に再度用地確認を行った後に、工事を着手する取り組みを行っております。 これら取組を細心の注意を払って行い、再発防止に努めてまいります。</p> <p>管理する道路や施設に対する必要なパトロールを実施し、安全管理に努めてまいります。 また、毎年行っている「道路パトロール担当者会議」において、本件事例を含む道路管理瑕疵事故について事例紹介を行うことで委託業者の意識を高め、事故の未然防止に努めてまいります。</p>
<p>十日町地域振興局</p>	<p>公用車において、自動車検査証の有効期間及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が満了した後に運行していたものがあつた。 公用車の適正な管理に留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>公用車の維持管理の担当、予算担当、係長による進捗管理表の情報を共有し、トリプルチェックを実施します。 また、配車表に車検満了日を記載し、普段から複数の目に止まるようにして再発防止に努めてまいります。</p>
<p>柏崎地域振興局</p>	<p>行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機の電気料の支払分担契約について、契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【健康福祉部】</b></p>	<p>自動販売機設置業者を相手方として、支払分担契約書を作成しました。 今後は財務規則に基づいた事務手続を行ってまいります。</p>



	<p>県が管理する道路において、走行中の車両が路面の穴ぼこに車輪を落としタイヤ等を損傷した事故が1件、トンネル坑口からの落雪により車両のフロントガラスを損傷した事故が1件発生し、相手方に1,014,849円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>道路パトロール等を通じて、危険個所の早期発見、事故原因の除去による再発防止に努めてまいります。</p>
<p>上越地域振興局</p>	<p>子ども家庭費負担金について、決算日現在、過年度調定分617件8,367,614円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【児童・障害者相談センター】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、戸別訪問など対象者の状況に即した取組を計画的かつ組織的に行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和5年10月31日までの納入額は、9件57,500円です。</p>
<p>佐渡地域振興局</p>	<p>ドローン購入について、備品購入費の予算再配当がないにもかかわらず、需用費（食糧費以外）で予算執行していた。また、納品後5か月経過しても使用されていなかった。 財務規則に基づく事務手続きを行い、適切な時期に予算執行がなされるよう徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域振興担当】</p>	<p>備品購入費については令和4年11月に再配当を受け節間更正しました。 国土交通省のライセンス登録が遅れたため、使用できない状況にあったが令和5年3月に登録が完了し、現在は使用しております。 今後は事業執行に必要な節を事前に確認し、整理した上で地域政策課に要求し、再配当された節に基づいた執行を徹底してまいります。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,377件54,774,180円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【高等学校教育課】</p>	<p>債権回収を担当する会計年度任用職員を配置し、未納者への催告を強化するとともに、一部の未納債権については弁護士法人に回収を委託し、効果的・効率的に回収を行っているところです。 催告等の結果、令和5年11月30日現在、186件6,828,724円の納入があり、未納額は1,191件47,945,456円となっています。 今後とも未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

<p>公安委員会</p>	<p>高速道路上の事故現場において交通規制を開始しようとしたところ、進行してきた車両に衝突され職員が死亡する事故があった。                  発煙筒などの資器材の活用不足やパトカーの停車位置、組織的な対応などに課題があったと検証されている。                  今後このような事故が発生しないよう安全管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【警察本部】</b></p>	<p>高速道路交通警察隊における主な改善施策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 殉職受傷事故防止実践塾の実施</li> <li>○ 対向車線からの交通規制要領等の策定</li> <li>○ 受傷事故防止に向けた具体的な注意喚起指令の徹底等</li> <li>○ 現場点検の強化及び危険箇所マップの作成</li> <li>○ 定期的な訓練等の実施</li> </ul> <p>また、警察本部による主な改善施策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バイパス道等における対向臨場の禁止指示</li> <li>○ 受傷事故防止専科における専科生対象の本件事案の周知</li> <li>○ 地域部門との連携による受傷事故防止検討会の開催</li> <li>○ 県下警察署長会議における受傷事故防止対策の発表及び討論の実施 (R 4.10)</li> </ul> <p>以上の施策を実施しました。今後、このような事故が発生しないよう安全管理の徹底に努めてまいります。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が11件あり、相手方に2,649,257円の損害賠償をするほか、公用車等の修理費として1,675,260円支出したものがあった。                  県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【警察本部】</b></p>	<p>県警察では、平成29年2月に警察本部関係所属で構成する「公用車事故防止対策委員会」を設置し、事故事例等の情報共有や事故防止対策の企画、立案を行うなど、総合的な公用車の事故防止対策を推進しています。                  具体的な施策としては、警察側が第1当事者となる事故の約8割が工作物との接触等であることから、こうした事故の防止に向けて、全職員への意識付けを強化するための取組を行っているほか、卓越した運転技能や知識を有する職員を緊急自動車運転技能指導官として指定し、各所属への巡回指導を行うなど、様々な事故防止研修を実施しております。                  今後も引き続き、対策を徹底して公用車事故防止を推進してまいります。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に2,585,209円損害賠償したほか、公用車の修理費として207,053円支出したものがあった。                  県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【新潟警察署】</b></p>	<p>公用車の適正管理、安全運転の励行及び事故防止について、幹部による指示教養を行ったほか、朝礼時を活用して署員によるヒヤリハット体験談等の公用車事故防止に資する短時間スピーチを実施し、安全運転意識の醸成を図っております。                  引き続き、全署員に対し、朝礼等を活用して、公用車事故防止教養を実施してまいります。</p>

<p>公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に146,697円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として593,934円支出したものがあつた。また、相手方に負傷させるなどして今後損害賠償をするものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【三条警察署】</p>	<p>交通事故防止を図るため朝礼時に「公用車事故発生なし〇日」と警務課長が注意喚起を行い、また、機会あるごとに幹部による交通事故を惹起した際の影響等具体的事例を継続して教養を行いました。</p> <p>また、悪天候の日には庁内放送を利用して安全運転・公用車運転の注意点を伝えるなど、署員の安全意識の高揚を図り、今後も引き続き再発防止に努めてまいります。</p>
<p>車庫内に保管していたリチウム電池が原因と考えられる発火により、車庫が全焼し、証拠品車両等の物品が焼損した。発火の危険性のある物品の取扱いを徹底するなど、再発防止に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;">【三条警察署】</p>	<p>副署長管理のキャビネット内に金属製の箱を設置し、拾得物、被留置者のモバイルバッテリーなど発火の危険性のある物品を保管することとしました。また、金属製の箱に入らないパソコン等の拾得物は、防火シートに包んで保管し、発火の危険性のある物品の取扱いの徹底管理を行っております。</p> <p>そのほか、令和4年12月から令和5年3月までの間、発生日と同じ21日の朝礼時に、防火に関する指示教養の実施、三条消防本部と連携した防火訓練及び招集日の幹部による防火意識の向上につながる指示教養を行い、今後も引き続き、再発防止に努めてまいります。</p>

財政的援助団体

監査の種別		令和4年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容	
総務部	<p>【公立大学法人新潟県立看護大学】 液晶プロジェクター1台及びパソコン4台の亡失があった。 備品の管理を徹底されたい。</p>	<p>該当備品の亡失について公立大学法人新潟県立看護大学固定資産管理規程第9条により、亡失手続き（除却決定）を行いました。 今後とも適切な物品の管理に努めてまいります。</p>	
観光文化スポーツ部	<p>【株式会社新潟ふるさと村】 従業員の雇用維持を図る国の助成支援（雇用調整助成金）について、国の支援目的に反し不正受給を行った事案があったほか、労働基準監督署の是正勧告において時間外労働に係る割増賃金の未払いなど指摘されるものがあった。 信頼回復に向けて、コンプライアンスの徹底を図るとともに、適正な労務管理のうえ働きやすい職場環境を構築するなど、企業の適正な運営が確保されるよう努められたい。 また、新潟県を代表する観光拠点として、アフターコロナにおける本県への誘客促進に取り組まれたい。</p>	<p>雇用調整助成金の申請誤り等一連の問題について、再発防止策を講じるとともに、コンプライアンスの確保とガバナンスの強化のため社内体制の整備に取り組んでいる旨、報告を受けております。 今後とも企業の適正な運営が確保されるよう指導してまいります。</p>	